

令和6年7月1日

保護者様

鈴鹿市立国府小学校長
神原 亜矢子

「熱中症特別警戒アラート」発表時等の対応について

平素は、本校の教育活動に対し格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和6年4月から、国による「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まったことを踏まえ、本市においては「熱中症特別警戒アラート」発表時等の対応を下記のとおりとする旨の連絡が教育委員会からありました。つきましては、内容について確認していただき、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

・「熱中症特別警戒アラート」（県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想）が発表されたとき

（1）登園日・授業日の場合は、休校（園）とします。

（2）休園日・休業日の場合は、学校（園）が行う行事等は中止・延期とします。

* 「熱中症特別警戒アラート」は、前日の14時に発表されます。

2 「熱中症警戒アラート」発表時の対応

・「熱中症警戒アラート」（県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上になると予想）が発表されたとき

（1）徹底した熱中症対策を行いながら学校教育活動を行います。

活動場所や活動内容については変更、又は中止・延期する場合があります。

（2）下校（降園）時に、各校（園）における暑さ指数（WBGT）が、35以上となった場合

⇒子どもたちは、学校（園）で一時、待機させます。

その後の対応については、保護者の皆様にメール配信等により連絡します。

◎休校（園）、各種行事等の内容変更や中止、延期については、必要に応じて学校（園）より保護者の皆様にメール配信等により連絡します。

【参考】熱中症に係る情報については、環境省の熱中症予防情報サイトを御覧ください。



熱中症予防情報サイト